〈契約書別紙〉

特別養護老人ホームアトリエ村　利用料金表
令和８年６月１日

特別養護老人ホームアトリエ村の利用料金は以下の合計金額となります。

１、介護保険法に基づく法定料金の自己負担分

２、食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

３、居住費（光熱水費及び室料）

４、日常生活費

５、個別サービス費

６、その他費用（文書料）

１．介護保険法に基づく法定料金の自己負担分

＊特別区では１単位１０．９０円で計算します。

＊月ごとの合計単位数で計算するため、下表料金とは誤差が生じる場合があります。

①基本利用料

（個室・多床室）

介護度	介護福祉施設サービス費	1割 1日の自己負担額(円)	2割 1日の自己負担額(円)	3割 1日の自己負担額(円)
要介護1	589 単位／日	642	1,284	1,926
要介護2	659 単位／日	719	1,437	2,155
要介護3	732 単位／日	798	1,596	2,394
要介護4	802 単位／日	875	1,749	2,623
要介護5	871 単位／日	950	1,899	2,848

②その他の加算料

加算項目	内　　容	単位数	算定単位	1割 算定単位数 当たりの 自己負担額 （円）	2割 算定単位数 当たりの 自己負担額 （円）	3割 算定単位数 当たりの 自己負担額 （円）
初期加算	入所してから30日以内の期間。入院期間が30日間を超えて帰所した場合も同様となります。	30	1日	33	66	99
入院・外泊時加算	入院、外泊時（月6日を限度。次月に渡った場合には最高12日までいただきます。）＊入院又は外泊期間中に居室を確保している場合は、所定料金（居住費）を負担していただきます。	246	1日	269	537	805
個別機能訓練加算（Ⅰ）	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚趾、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師、一定の実務運連経験を有するはり師またはきゅう師を1人以上配置。機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、それに基づき計画的に機能訓練を行った場合。	12	1日	13	26	39
個別機能訓練加算（Ⅱ）	（Ⅰ）を算定していること。利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施にあたり当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施に必要な情報を活用している場合。	20	1月	22	44	66
個別機能訓練加算（Ⅲ）	・個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定している場合。 ・口腔衛生管理加算（Ⅱ）および栄養マネジメント強化加算を算定している場合。 ・入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報および入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有している場合。 ・共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、見直しの内容について、理学療法士等の関係職種間で共有している場合。	20	1月	22	44	66
精神科医師定期的療養指導加算	認知症の入所者が3分の1以上を占める施設で、精神科医による定期的な療養指導が月2回以上行われている場合。	5	1日	6	11	17
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50（施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理をしている場合は70）で除して得た数以上配置している場合。その他要件あり。	11	1日	12	24	36
経口移行加算	医師の指示に基づき経管栄養の方に経口訓練を行った場合。（180日程度）	28	1日	31	61	92
療養食加算	医師の指示に基づき療養食を提供した場合。 1日3食を限度として1食1回となります。	6	1回	7	13	20

加算項目	内　　容	単位数	算定単位	1割 算定単位数 当たりの 自己負担額 （円）	2割 算定単位数 当たりの 自己負担額 （円）	3割 算定単位数 当たりの 自己負担額 （円）
経口維持加算（Ⅰ）	経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、多職種の者が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成し管理栄養士等が栄養管理を行った場合。	400	1月	436	872	1308
経口維持加算（Ⅱ）	協力歯科医療機関を定めている場合であり、経口維持加算（Ⅰ）において行う食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合。	100	1月	109	218	327
看護体制加算 （Ⅰ）ロ	常勤の看護師を1名以上配置している場合。（ただし、看護体制加算（Ⅱ）ロも同時に算定できます。）	4	1日	5	9	13
看護体制加算 （Ⅱ）ロ	常勤換算で看護職員を基準より1名以上配置し、病院等と24時間の連絡体制を確保している場合等。（ただし、看護体制加算（Ⅰ）ロも同時に算定できます。）	8	1日	9	18	27
看取り介護加算Ⅰ	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した方に対し、利用者、代理人の同意を得て看取り介護の指針の基づく看取り介護計画書を作成し、看取り介護を受けた場合。（死亡日以前45日限度）	72	死亡日 以前 31～45 日	79	157	236
		144	死亡日 以前 4～30 日	157	314	471
		680	死亡日 の 前日、 前々日	742	1483	2224
		1,280	死亡日	1396	2791	4186
看取り介護加算Ⅱ	看取り介護加算Ⅰを満たし、医師との連絡方法や診察依頼のタイミングなどについて配置医師と施設の間で具体的な取り決めがなされている場合。複数名の配置医師を置いている場合等。看護体制加算（Ⅱ）ロを算定している場合。	72	死亡日 以前 31～45 日	79	157	236
		144	死亡日 以前 4～30 日	157	314	471
		780	死亡日 の 前日、 前々日	851	1701	2551
		1,580	死亡日	1723	3445	5167

加算項目	内　　容	単位数	算定単位	1割 算定単位数 当たりの 自己負担額 （円）	2割 算定単位数 当たりの 自己負担額 （円）	3割 算定単位数 当たりの 自己負担額 （円）
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	入所時に、入所者ごと褥瘡の発生と関連リスクについて、評価を行っている場合。 評価は3カ月に1回の頻度で行い、その内容をLIFEを用いて厚生労働省に提出している場合。 ①の結果、褥瘡の発生リスクがある入所者ごとに、多職種協働（医師・看護師・管理栄養士・介護職員・介護支援専門員など）で褥瘡ケア計画を作成している場合。 褥瘡ケア計画に従い、褥瘡管理を実施している場合。定期的に管理内容や入所者の状態について個別に記録している場合。 ①の評価に基づき、3カ月に1回、褥瘡ケア計画を見直している場合。	3	1月	4	7	10
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時等の評価の結果、褥瘡の認められた入所者等について、当該褥瘡が治癒したこと、または褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生がない場合。	13	1月	15	29	43
配置医師緊急時対応加算	配置医師が施設の求めに応じ、早朝（午前6時から午前8時まで）、夜間（午後6時から午後10時まで）、深夜（午後10時から午前6時まで）または配置医師の通常の勤務時間外（早朝、夜間および深夜を除く。）に施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合に所定単位数を算定する。ただし、看護体制加算（Ⅱ）を算定していない場合は、算定しない。	650	早朝 夜間	709	1417	2126
		1,300	深夜	1417	2834	4251
		325	通常の 勤務時 間外	355	709	1063
日常生活継続支援加算（Ⅰ）	①新規入所者総数のうち要介護4、5以上が70%以上　②新規入所者総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の方が65%以上③入所者の総数のうち痰吸引等が必要な方が15%以上（ただし介護福祉士及び研修を受けた介護職員が一定の条件をもとに吸引等を実施した場合）上記①～③のいずれかの要件を満たし、常勤換算で介護福祉士を入所者6名または端数を増すごとに1名以上配置している場合。	36	1日	40	79	118
排せつ支援加算（Ⅰ）	排せつに介護を要する利用者で排せつに係る要介護状態を軽減できると医師又は医師と連携した看護師が評価し、医師、看護師、介護支援専門員等が原因等の分析をして支援計画作成し支援を継続して行った場合。少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用している場合。	10	1月	11	22	33

加算項目	内　　容	単位数	算定単位	1割 算定単位数 当たりの 自己負担額 （円）	2割 算定単位数 当たりの 自己負担額 （円）	3割 算定単位数 当たりの 自己負担額 （円）
排せつ支援加算 （Ⅱ）	施設入所時等と比較し排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、またはおむつ使用ありから使用なしに改善している場合。または施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去された場合。	15	1月	17	33	49
排せつ支援加算（Ⅲ）	施設入所時等と比較し排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、かつおむつ使用ありから使用なしに改善している場合。または施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去された場合。かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合。	20	1月	22	44	66
安全対策体制加算	外部研修を受けた職員が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備している場合。	20	入所時	22	44	66
科学的介護推進 体制加算（Ⅰ）	入所者のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を活用した場合。 LIFEへのデータ提出頻度　3か月に1回。	40	1月	44	88	131
科学的介護推進 体制加算（Ⅱ）	入所者のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本情報や疾病情報を厚生労働省に提出してい場合。 LIFEへのデータ提出頻度　3か月に1回。	50	1月	55	109	164
ADL維持等加算 （Ⅰ）	評価対象利用期間が6月を越える者の総数が10人以上であること。利用者全員について6月目に評価できるADL値を測定し、厚生労働省に提出している場合。評価対象利用者等の調整済みADL利得を平均して得た値が1以上ある場合。	30	1月	33	66	99
ADL維持等加算 （Ⅱ）	評価対象利用者等の調整済みADL利得を平均して得た値が3以上ある場合。	60	1月	66	131	197

加算項目	内　　容	単位数	算定単位	1割 算定単位数 当たりの 自己負担額 （円）	2割 算定単位数 当たりの 自己負担額 （円）	3割 算定単位数 当たりの 自己負担額 （円）
再入所時栄養連携加算	入所者が医療機関に入院し大きく異なる栄養管理が必要となった場合（経管栄養又は嚥下調整食の導入など）であって管理栄養士が病院・診療所の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を作成した場合（1回に限り算定）厚生労働大臣が定める特別食※等を必要とする者。 ※疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量および内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食および特別な場合の検査食（単なる流動食および軟食を除く。）	200	1回	218	436	654
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	入所者総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の方の占める割合が2分の1以上である場合や、認知症介護の専門研修を終了している者を配置している場合等。（ただし、認知症専門ケア加算（Ⅱ）を算定している場合は算定しません。）	3	1日	4	7	10
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	認知症専門ケア加算（Ⅰ）要件に加え、認知症介護の指導者研修を終了している者を1名以上配置し、認知症ケアに関する研修計画を作成し、計画に従い研修を実施または実施を予定している場合等。（ただし、認知症専門ケア加算（Ⅰ）を算定している場合は算定しません。）	4	1日	5	9	13
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症（40歳から64歳）の方を受け入れた場合等。	120	1日	131	262	393
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため在宅復帰が困難であり、緊急に介護老人福祉施設を利用することが適当と判断した場合。入所後、7日まで。	200	1日	218	436	654
夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ	入所定員が30または51人以上の施設で、夜勤を行なう介護職員、看護職員の数が最低基準を1人以上、上回っている場合。又は、最低基準を0.9人上回って配置し、入所者の動向を探知できる見守り機器を入所者数の10%以上設置して委員会で必要な検討等を実施した場合。	13	1日	15	29	43
夜勤職員配置加算（Ⅲ）ロ	夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロに加え、夜間帯に看護職員を配置していること又は喀痰吸引等を実施できる介護職員を配置している場合。	16	1日	18	35	53
障害者生活支援体制加算（Ⅰ）	視覚、聴覚、もしくは言語機能に障害のある者、知的障害者または精神障害者である入所者の数が15以上、または視覚障害者である入所者が30%以上である場合。 障害者生活支援員として常勤の職員を1名以上配置している場合。	26	1日	29	57	85
障害者生活支援体制加算（Ⅱ）	視覚障害者である入所者が50%以上である場合。 障害者生活支援員として常勤の職員を2名以上配置している場合。	41	1日	45	90	134

加算項目	内　　容	単位数	算定単位	1割 算定単位数 当たりの 自己負担額 （円）	2割 算定単位数 当たりの 自己負担額 （円）	3割 算定単位数 当たりの 自己負担額 （円）
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	認知症専門ケア加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定している場合においては、算定不可。 (1)事業所または施設における利用者または入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上である場合。 (2)認知症の行動・心理症状の予防および出現時の早期対応(以下「予防等」という。)に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者または認知症介護に係る専門的な研修および認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる場合。 (3)対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施している場合。 (4)認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無および程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っている場合。	150	1月	164	327	491
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	認知症専門ケア加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定している場合においては、算定不可。 ・（Ⅰ）の(1)、(3)および(4)に掲げる基準に適合する場合。 ・認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる場合。	120	1月	131	262	393
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上である場合、勤続10年以上の介護福祉士35%以上等。	22	1日	24	48	72
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合等。	18	1日	20	40	59
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合、常勤職員の占める割合が75%以上である場合、勤続7年以上の職員が30%以上。	6	1日	7	13	20
退所前訪問相談援助加算	退所前に、居宅を訪問し退所後の相談援助を行った場合。	460	1回	502	1003	1505
退所後訪問相談援助加算	退所後30日以内 に、居宅を訪問し相談援助を行った場合。	460	1回限り	502	1003	1505

加算項目	内　　容	単位数	算定単位	1割 算定単位数 当たりの 自己負担額 （円）	2割 算定単位数 当たりの 自己負担額 （円）	3割 算定単位数 当たりの 自己負担額 （円）
退所時相談援助加算	退所時に、退所後の相談援助を行いかつ、退所日から2週間以内に市町村等に情報提供を行った場合。	400	1回限り	436	872	1308
退所前連携加算	退所時に、先立って居宅介護支援事業者に対し情報提供、連携を行った場合。	500	1回限り	545	1090	1635
在宅復帰支援機能加算	入所者の家族と連絡調整を行う。入所者が希望する居宅介護支援事業所に対し、居宅サービスに必要な情報提供・サービス利用を調整する場合。	10	1日	11	22	33
在宅・入所相互利用加算	在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期間および入所期間を定めて、当該施設の居室を計画的に利用している場合。	40	1日	44	88	131
外泊時在宅サービス利用費用	居宅における外泊時に、当該入所者が介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合。一月6日を限度。	560	1日	611	1221	1832
退所時情報提供加算	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。	250	1回	273	545	818
退所時栄養情報連携加算	対象者 ・厚生労働大臣が定める特別食※を必要とする入所者または低栄養状態にあると医師が判断した入所者。 ・管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する場合。 ・1月につき1回を限度として所定単位数を算定する。 ※疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量および内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食および特別な場合の検査食（単なる流動食および軟食を除く。）	70	1回	77	153	229

加算項目	内　　容	単位数	算定単位	1割 算定単位数 当たりの 自己負担額 （円）	2割 算定単位数 当たりの 自己負担額 （円）	3割 算定単位数 当たりの 自己負担額 （円）
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	(1)指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師又は機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている場合。 (2)個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供している場合。 (3)(1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている場合。	100	1月	109	218	327
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	理学療法士等介護福祉施設を訪問し、機能訓練指導員と共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価および個別機能訓練計画の作成を行った場合。 （Ⅰ）の(2)(3)を満たす場合。	200	1月	218	436	654
特別通院送迎加算	透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合。	594	1月	648	1295	1943
常勤専従医師配置加算	専従の常勤医師を配置している場合。	25	1日	28	55	82
協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合。 （協力医療機関の要件） ①入所者等の病状が急変した場合等に、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。 ③入所者等の病状が急変した場合等に、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。	50	1月	55	109	164
	（協力医療機関の要件） ①～③以外	5	1月	6	11	17

加算項目	内　　容	単位数	算定単位	1割 算定単位数 当たりの 自己負担額 （円）	2割 算定単位数 当たりの 自己負担額 （円）	3割 算定単位数 当たりの 自己負担額 （円）
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	・感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している場合。 ・協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応している場合。 ・診療報酬における感染対策向上加算または外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関または地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修または訓練に1年に1回以上参加している場合。	10	1月	11	22	33
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	・診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合。	5	1月	6	11	17
新興感染症等施設療養費	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。	240	1回	262	524	785
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	・（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されている場合。 ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入している場合。 ・職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っている場合。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行っている場合。	100	1月	109	218	327
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合。 ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している場合。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行っている場合。	10	1月	11	22	33
自立支援促進加算	入所時、および6ヶ月に1回、医師が全入所者に対し、必要な医学的評価を行っている場合。 医師や看護師、介護職員など多職種が共同して支援計画を作成し、実施している場合。 医学的評価に基づき、最低3ヶ月に1回は入所者ごとに支援計画を見直している場合。 医学的評価の結果などをLIFEへ提出し、フィードバックを活用している場合。	280	1月	306	611	916

加算項目	内　　容	単位数	算定単位	1割 算定単位数 当たりの 自己負担額 （円）	2割 算定単位数 当たりの 自己負担額 （円）	3割 算定単位数 当たりの 自己負担額 （円）
口腔衛生管理加算 （Ⅰ）	(1) 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されている場合。 (2) 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生等の管理を月二回以上行っている場合。 (3) 歯科衛生士が、(1)における入所者に係る口腔衛生等の管理について、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行っている場合。 (4) 歯科衛生士が、(1)における入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応している場合。	90	1月	99	197	295
口腔衛生管理加算 （Ⅱ）	(1)口腔衛生管理加算(Ⅰ)に掲げる基準のいずれにも適合している場合。 (2)入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。	110	1月	120	240	360
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	1カ月あたりの総単位数に1000分の163を乗じた単位数					
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	1カ月あたりの総単位数に1000分の176を乗じた単位数					
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	1カ月あたりの総単位数に1000分の159を乗じた単位数					
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	1カ月あたりの総単位数に1000分の172を乗じた単位数					
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1カ月あたりの総単位数に1000分の136を乗じた単位数					
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1カ月あたりの総単位数に1000分の113を乗じた単位数					

＜減算項目＞安全管理体制未実施減算、身体拘束廃止未実施減算、人員配置基準欠如減算、定員超過利用減算、夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の欠如減算、業務継続計画未策定減算、高齢者虐待防止措置未実施減算、栄養管理未実施減算

２．食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

区分	第4段階	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第１段階	第２段階	第３段階①	第３段階②
食事の提供に要する費用	１日 1，890円	１日 300円	１日 390円	１日 650円	１日 1360円

※介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、記載されている金額をご覧ください。
※午後５：００を過ぎてから医療機関への入院や外泊等で不在となった場合、翌日の食事キャンセル料として第４段階の食費相当分を請求させていただきます。

３．居住費（光熱水費及び室料）

区分	第４段階	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
		第１段階	第２段階	第３段階
多床室（２人部屋，４人部屋）	１日 １，０３０円	１日 ０円	１日 ４３０円	１日 ４３０円
個室	１日 １，３８０円	１日 ３８０円	１日 ４８０円	１日 ８８０円

※　介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、記載されている金額をご覧ください。
※　医療機関に入院となった場合でもお部屋を確保しているため居住費が発生します。その際、介護保険より医療保険が優先されるため、第１段階から第３段階の方も入院中の居住費は第４段階の料金となります。
※　個室を利用でも、多床室の負担額となる場合があります。《注１》
※　居室を変更した場合、その当日は変更先の居室料金となります。

《注１》以下の場合、個室利用でも、多床室扱いとなります。②③については、医師の指示等が必要となります。

① 平成１７年９月３０日現在、個室を利用している方。
② 感染症や治療上の必要など、施設側の事情により一定期間（３０日以内）個室への入所が必要な場合。
③ 著しい精神症状等により、多床室では同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれが高く、個室以外での対応が不可能である方。

４．日常生活費

サービス項目	内訳	料金
日常生活費	歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤,ボックスティッシュ等（ただし、紙オムツは除く）	実費

５．個別サービス費

サービス項目	サービス内容	単位	料金
立替金管理ｻｰﾋﾞｽ費用	出納管理を行います。（入院・外泊期間もいただきます）	１日	75円
クラブ活動費	希望によって参加するクラブ活動	１回	実費
理美容代	出張理美容業者を利用した場合	１回	実費
荷物処分料	施設で梱包し、処分した場合（粗大ゴミは実費）	１箱	500円
電話代			実費
外出費用	個別外出の場合（交通費，観劇代等）		実費
電気料金個別使用料	個人用の電化製品を使用する場合	1ヶ月	使用する機器やワット数に応じた料金

※その他、個別に希望されたサービスについては、その都度実費をいただきます。
※入院、外出に係わる個別サービスについては、その都度実費をいただきます。

６．その他費用
文書料

サービス項目	サービス内容	単位	料金
在籍証明書	施設長が証明した場合	１枚	300円
生計同一証明書	施設長が証明した場合	１枚	300円
文書等のコピー代	記録物等をコピーした場合	１枚	10円
文書等のFAX代	記録物等をFAXした場合	１枚	10円

※ 成年後見制度で用いる診断書は、当施設診療所では扱っておりません。直接、嘱託医師又はかかりつけ医にご相談ください。

上記内容の説明を受け、同意し交付を受けました。

令和　　年　　月　　日

利用者

（住　所）〒

（氏　名）　　印

家族の代表

（住　所）

（氏　名）　　続柄（　　）印

代理人

（住　所）

（氏　名）　　続柄（　　）印